9月23日、農林畜産食品部は、京畿道仁川及び江原道地域に一時移動中止命令を発令したとの報道資料を発出しているところ概要以下のとおり。

http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbWFmcmElMkY20CUyRjMyMTQwNSUyRmFydGNsVmlldy5kbyUzRg%3D%3D

【見出し】

京畿道仁川及び江原道地域に一時移動中止命令を発令

【小見出し】

9月23日19時30分から48時間実施、予防的殺処分の施行

【本文】

農林畜産食品部は9月23日、金浦所在の豚農場でアフリカ豚コレラ(以下「ASF」)が確認されたことによりASFの拡散防止に向けて、本日(9月23日)19時30分から48時間、京畿道仁川や江原道地域の豚農場、と畜場、飼料工場、出入りする車両などを対象に一時移動中止命令(Standstill)を発令したと明らかにした。

同命令違反に対する処罰は9月23日21時30から適用されている。

*命令に違反した者は、「家畜伝染病予防法」第 57 条に基づき 1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金処分

あわせて京畿道金浦所在の豚農場(豚 1,800 頭余飼育)は ASF と確認後、直ちに殺処分が実施されており、農食品部と京畿道が追加協議し、予防的殺処分の範囲を発生農家の半径 3 キロ以内(3 つの農家で 1,375 頭余飼育)まで拡大するなど、より先制的に対応していると明らかにした。

(以上)